

番 号 : 131183

国 名 : ニカラグア

担当部署 : 農村開発部 畑作地帯課

案件名 : 産業振興アドバイザー業務 (水産業) (施設運営支援/水産物加工)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 施設運営支援/水産物加工

(2) 格 付 : 2～3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2014年 1月 中旬から2015年 10月 中旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 10.50M/M、合計 11.00M/M

(3) 業務日数 :	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業
	5日	70日	1日	90日	1日
	第3次派遣	国内作業	第4次派遣	整理期間	
	90日	1日	65日	2日	

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 12月18日(12時まで)

(4) 提出場所 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、
または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約単独型のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

① 類似業務^注の経験 40点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③ 語学力 16点

④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	水産施設運営/水産物加工に係る各種業務
対象国/類似地域	中米・カリブ地域/全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国（以下、ニカラグア）は、太平洋側約410km、カリブ海側約530kmの海岸線を有する。GDPに占める水産業の割合は1.1%（ニカラグア中央銀行、2012年推定）であるが、水産物輸出金額は178.5百万米ドル（ニカラグア水産庁、2011年）を記録し、同年の輸出総額の約9%を占めている。ニカラグア政府は貴重な外貨獲得源及びタンパク供給源として水産開発を重要な政策として位置づけている。現政権が掲げる「国家人間開発計画（2012-2016年）」においては、就業機会の増大と不平等及び貧困の削減を伴った経済成長を目標とし、水産分野に関しては、国内の公平な開発を進めるための沿岸地域住民の所得向上や養殖エビをはじめとする水産物の輸出増加を念頭に置いている。2012年から2016年までの目標としては、養殖を含む水産業について年間9%の生産増大を目標として掲げている。

我が国は過去に、ニカラグア政府の要請を受けて、太平洋岸の重要な水揚げ地であるサン・ファン・デル・スル（以下、SJDS）において、無償資金協力「SJDS漁業施設整備計画」を実施した（交換公文締結：2005年）。同漁業施設は2007年1月に完成したが、水揚げ量の減少のほか、流通・販売網の整備やターミナル運営などに課題があり、一部施設が十分に活用されていない状況にある。SJDS漁業ターミナルの活性化のためには、多方面の施策が必要とされており、2013年3月～6月に実施した「水産セクター/漁港振興情報収集・確認調査」では、活性化のための改善計画（案）として、①水揚げ量の安定化、②漁業経営の安定化、③流通活動の集約化・多様化、④多角的な施設運営、⑤運営体制の改善、の5つのコンポーネントが提案された。

ニカラグア政府は、SJDS漁業ターミナルにおいて漁民へのサービスを活発化・多様化するための助言および技術指導を行い、施設の活性化を推進するための「産業振興アドバイザー（水産業）」の派遣を日本政府へ要請した。本アドバイザーは、ニカラグア国水産庁（INPESCA）が実施する漁業ターミナル活性化のための各種活動に関して技術的な観点から指導を行うとともに、各ステークホルダーとの調整に関する事項についても指導を行うことが期待される。

*想定されるステークホルダー：SJDS市、漁業者・漁業組合、集荷業者、輸出業者、港湾公社（EPN）、海運総局（DGTA）、観光庁（INTUR）など

7. 業務の内容

本業務は、ニカラグア国水産庁（INPESCA）が実施する漁業ターミナル活性化のための各種活動のうち、施設運営支援及び水産物加工分野に関して技術的な指導を実施することにより、SJDS漁業ターミナル施設活性化のための仕組み作りや水産物加工品の開発に貢献することを目的としている。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2014年1月上旬）

- ① 本業務の関係資料を確認し、要請背景及び2013年に実施された調査結果等について把握し、現地派遣期間の業務内容及び業務行程を検討する。
- ② 現地派遣期間の業務計画について、JICA農村開発部と協議した上で、現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文・西文）に取りまとめ、報告する。

（2）第1次現地派遣期間（2014年1月中旬～2014年3月下旬）

- ア) 第1次現地派遣期間のワークプランを JICAニカラグア事務所、および相手国実施機関に説明し、業務計画を確認する。
- イ) INPESCAと協力しながら、施設運営支援に係る以下の活動を実施する。
 - ① SJDS 漁業ターミナルの施設利用者が意見交換を行うためのステークホルダー総会の開催およびステークホルダー間の調整に関する事項について指導する。
 - ② ターミナルへの集荷業者誘致の施策を INPESCA とともに検討し、誘致の実証試験実施に関して技術的な側面から指導を行う。
 - ③ 実証試験の結果を踏まえ、施設・設備面での改善の必要性、施設利用条件（施設使用料等）、運営ルールなどについて INPESCA および集荷業者と協議する。

- ④ 製氷機や冷蔵施設の有効的な活用を検討するため、漁業者・集荷業者・ホテル・レストランなどを対象としたニーズ調査を行い、具体的な活用案につき関係者と意見交換を行う。
 - ウ) 第1次派遣期間の活動結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICAニカラグア事務所、および相手国実施機関に報告を行う。
- (3) 第1次国内作業期間 (2014年4月上旬～2014年6月下旬)
- ア) 第1次派遣期間の活動結果につき、JICA農村開発部に報告を行う。
 - イ) 第1次派遣期間の活動結果に基づき、ワークプランの見直しを行い、JICA農村開発部に提出する。
- (4) 第2次現地派遣期間 (2014年7月上旬～2014年9月下旬)
- ア) 第2次現地派遣期間のワークプランを JICAニカラグア事務所、および相手国実施機関に説明し、業務計画を確認する。
 - イ) INPESCAと協力しながら、施設運営支援に係る以下の活動を実施する。
 - ① SJDS 漁業ターミナルの施設利用者が意見交換を行うためのステークホルダー総会の開催およびステークホルダー間の調整に関する事項について指導する。
 - ② ターミナルへの集荷業者誘致の施策を INPESCA とともに検討し、誘致の実証試験実施に関して技術的な側面から指導を行う。
 - ③ 実証試験の結果を踏まえ、施設・設備面での改善の必要性、施設利用条件（施設使用料等）、運営ルールなどについて INPESCA および集荷業者と協議する。
 - ④ レジャーボートへの施設開放やレストラン・売店の設置など、施設の多角的利用の可能性を調査し、関係者と意見交換を行う。
 - ⑤ 周辺漁村における氷、燃油、餌の調達ニーズを調査し、必要に応じて SJDS 漁業ターミナルによるサービス提供を提案する。（以下水産物加工に係る活動①と合わせて実施する）
 - ⑥ 観光セクターとの連携方針を検討し、必要に応じて観光庁（INTUR）や観光業者との調整・意見交換を行う。
 - ウ) INPESCAと協力しながら、水産物加工に係る以下の活動を実施する。
 - ① 周辺漁村における未利用漁獲物の調査を実施する。
 - ② イワシおよび他の未利用漁獲物を活用した加工食品の試作および、地元住民向けの試食会の開催に関して技術的な側面から指導を行う。
 - エ) 第2次派遣期間の活動結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICAニカラグア事務所、および相手国実施機関に報告を行う。
- (5) 第2次国内作業期間 (2014年10月上旬)
- ア) 第2次派遣期間の活動結果につき、JICA農村開発部に報告を行う。
 - イ) 第2次派遣期間の活動結果に基づき、ワークプランの見直しを行い、JICA農村開発部に提出する。
- (6) 第3次現地派遣期間 (2015年1月上旬～2015年3月下旬)
- ア) 第3次現地派遣期間のワークプランを JICAニカラグア事務所、および相手国実施機関に説明し、業務計画を確認する。
 - イ) INPESCAと協力しながら、施設運営支援に係る以下の活動を実施する。
 - ① SJDS 漁業ターミナルの施設利用者が意見交換を行うためのステークホルダー総会の開催およびステークホルダー間の調整に関する事項について指導する。
 - ② 第1次、2次派遣時に実施した実証試験の結果を踏まえ、施設・設備面での改善の必要性、施設利用条件（施設使用料等）、運営ルールなどについて INPESCA および集荷業者と協議する。
 - ③ 上記の協議結果を踏まえて、ターミナル施設活性化のための組織体制および運

- 営ルールについて提案する。
- ④ レジャーボートへの施設開放やレストラン・売店の設置など、施設の多角的利用の可能性を調査し、関係者と意見交換を行う。
 - ⑤ 周辺漁村における氷、燃油、餌の調達ニーズを調査し、必要に応じてSJDS 漁業ターミナルによるサービス提供を提案する。(以下水産物加工に係る活動①と合わせて実施する)
 - ⑥ 観光セクターとの連携方針を検討し、必要に応じて観光庁 (INTUR) や観光業者との調整・意見交換を行う。
- ウ) INPESCAと協力しながら、水産物加工に係る以下の活動を実施する。
- ① 周辺漁村における未利用漁獲物の調査を実施する。
 - ② イワシおよび他の未利用漁獲物を活用した加工食品の試作および、地元住民向けの試食会の開催に関して技術的な側面から指導を行う。
 - ③ 上記の結果を踏まえて、必要に応じて試作品の改良を行い、SJDS 漁業ターミナルでの加工食品の製造・販売方法を提案する。
- エ) 第3次派遣期間の活動結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICAニカラグア事務所、および相手国実施機関に報告を行う。
- (7) 第3次国内作業期間 (2015年4月上旬)
- ア) 第3次現地派遣期間の活動結果につき、JICA農村開発部に報告を行う。
 - イ) 第3次現地派遣期間の活動結果に基づき、ワークプランの見直しを行い、JICA農村開発部に提出する。
- (8) 第4次現地派遣期間 (2015年7月上旬～2015年9月中旬)
- ア) 第4次現地派遣期間のワークプランを JICAニカラグア事務所、および相手国実施機関に説明し、業務計画を確認する。
 - イ) INPESCAと協力しながら、施設運営支援に係る以下の活動を実施する。
 - ① SJDS 漁業ターミナルの施設利用者が意見交換を行うためのステークホルダー総会の開催およびステークホルダー間の調整に関する事項について指導する。
 - ② 第1次、2次派遣時に実施した実証試験の結果を踏まえ、施設・設備面での改善の必要性、施設利用条件 (施設使用料等)、運営ルールなどについて INPESCA および集荷業者と協議する。
 - ③ 上記の協議結果を踏まえて、ターミナル施設活性化のための組織体制および運営ルールについて提案する。
 - ④ レジャーボートへの施設開放やレストラン・売店の設置など、施設の多角的利用の可能性を調査し、関係者と意見交換を行う。
 - ⑤ 観光セクターとの連携方針を検討し、必要に応じて観光庁 (INTUR) や観光業者との調整・意見交換を行う。
 - ウ) INPESCAと協力しながら、水産物加工に係る以下の活動を実施する。
 - ① イワシおよび他の未利用漁獲物を活用した加工食品の試作および、地元住民向けの試食会の開催に関して技術的な側面から指導を行う。
 - ② 上記の結果を踏まえて、必要に応じて試作品の改良を行い、SJDS 漁業ターミナルでの加工食品の製造・販売方法を提案する。
 - エ) 第4次派遣期間の活動結果を現地業務結果報告書として取りまとめるとともに、専門家業務完了報告書 (和文) ドラフトを作成し、JICAニカラグア事務所、および相手国実施機関に報告を行う。
- (9) 帰国後整理期間 (2015年9月下旬)
- ア) 専門家業務完了報告書 (和文) を作成してJICA農村開発部に提出し、報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

報告書・成果品等	言語	提出方法
(1) ワークプラン 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。	和文、 西文	電子データで提出
(2) 現地業務結果報告書 業務の具体的内容、業務の達成状況等を記載	和文、 西文	電子データで提出
(3) 専門家業務完了報告書 記載項目： ①業務の具体的内容 ②業務の達成状況 ③業務実施上遭遇した課題とその対処 ④残された課題、その他	和文 2部	体裁は簡易製本とし、 電子データを併せて提出

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒米国（ヒューストン／アトランタ）⇒マナグア⇒米国（ヒューストン／アトランタ）⇒成田を標準とします。

ニカラグア国内移動については、ニカラグア事務所が手配します。

(2) 機材費

本業務については、漁場調査等を実施することから、調査用機材や人口魚礁製作資材が必要となりますが、必要な機材は在外拠点で現地調達しますので、契約金額には含めないでください。

(3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般現地業務費については、当機構ニカラグア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので見積書への記載は不要です）。

- ・通信運搬費
- ・資料等作成費
- ・その他

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受け取り、支出、精算）を必要な機関（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年1月中旬～2014年3月下旬（第1次）、2014年7月上旬～2014年9月下旬（第2次）、2015年1月上旬～2015年3月下旬（第3次）、2015年7月上旬～2015年9月中旬（第4次）を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地体制は、以下のとおりです。

- ・ 漁業資源管理専門家（2014年1月中旬～2015年9月中旬）（業務委託契約単独型）
- ・ 海産魚養殖専門家（2015年度に派遣予定）（業務委託契約単独型）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
なし
- イ) 宿舍手配
なし
- ウ) 車両借上げ
業務上必要な移動時の車両提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
なし
- カ) 執務スペースの提供
ニカラグア側実施機関との調整による

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ ニカラグア国 サン・ファン・デル・スル漁業施設改善計画予備調査報告書(2004)
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000163054>
- ・ ニカラグア共和国 サン・ファン・デル・スル漁業施設改善計画基本設計調査報告書(2005)
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000165861>
- ・ ニカラグア国 サン・ファン・デル・スル漁業施設整備計画事後評価報告書 (2010)
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_0508600_4_f.pdf
- ・ ニカラグア国 水産セクター/漁港振興情報収集・確認調査ファイナル・レポート(2013)
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000012257>

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとします。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成してください。

以上